

大分県退職者NPO支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、支援を必要とする特定非営利活動法人、法人格のないボランティア団体、市民活動団体及び地域コミュニティ団体（以下、「NPO」という。）に大分県退職者を紹介することを通じて、退職者が在職中に培った専門知識や技能を社会貢献活動に結びつけ、NPOの活動を支援すること（以下、「NPO支援」という。）を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「大分県退職者NPO支援事業」とは、NPO支援を希望する大分県退職者をあらかじめ登録（以下、「登録者」という。）し、NPOのニーズとをマッチングする事業をいう。

(対象となる登録者)

第3条 大分県退職者でこの事業を希望するもの。

(留意事項)

第4条 NPO支援における報酬は無償とする。ただし、NPO支援に要する交通費についてNPOから支給の申し出があった場合は、それを妨げるものではない。

2 NPO支援の時間は、1回2時間程度を目安とする。具体的な時間については、登録者とNPOの間で調整するものとする。

3 登録者は、ボランティア活動保険に加入しなければならない。保険にかかる経費は、登録者が負担する。

(募集及び登録)

第5条 募集は、「再任用・再雇用意向調査」に併せて実施する。この事業を希望する者は、登録票（様式1-1）を県に提出することにより登録が完了するものとする。

2 前項によらず、大分県退職者が登録票を提出した場合は、登録を受け付けるものとする。

3 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、登録変更票（様式1-2）を速やかに県に提出するものとする。

(NPO支援を依頼できるNPOの資格等)

第6条 登録者にNPO支援を依頼できるNPOは、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) おおいたNPO情報バンク「おんぼ」（以下、「おんぼ」という。）に登録している者
- (2) 大分県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者

(マッチング)

- 第7条 県は、登録者の氏名や連絡先を除いた登録者名簿(様式2)をおんぼで公開する。
- 2 NPOは、前項で公開した情報を閲覧し、NPO支援を必要とする場合は、依頼書(様式3)を県に提出するものとする。
 - 3 県は、前項の依頼書を受領した場合は、登録者に依頼書に記載された情報を提供し、登録者の合意が得られた場合にマッチングが成立する。
 - 4 マッチングが成立した後、県は速やかに登録者の氏名、連絡先等をNPOへ提供する。NPOは、登録者が対応可能なNPO支援の具体的な内容を聞き取り、NPO支援の内容や日時、場所等の調整を行うものとする。
 - 5 前項の調整が不調となり、当該マッチングを解消する場合は速やかにNPOから県にその旨を申し出なければならない。NPOから当該申出がなされた時点で、当該マッチングは不成立となる。
 - 6 前項により、マッチングが不成立となったNPOについては、再度のマッチングを行うことができる。
 - 7 マッチング成立後における登録者とNPOの事務連絡のための接触については、県は関与しない。

(活動の報告)

- 第8条 登録者は、NPO支援を実施した場合は、その年の年度末までに報告書(様式4)を県に提出するものとする。

(登録期間及び更新・取消)

- 第9条 登録期間は、登録された日が属する翌年度の末日までとする。
- 2 登録者からの申し出がない限り、前項で定めた期間は毎年度自動更新とする。
 - 3 登録者が登録の取消を申し出た場合は、県はこれを取り消さなければならない。
 - 4 前項に基づく申し出のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、県は登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 登録者本人が死亡したとき。
 - (2) 登録者の所在が不明となり、連絡ができなくなったとき。
 - (3) NPO支援に参加する者として不適格と認められる事実が発生したとき。

附則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。